

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【公開番号】特開2020-127776(P2020-127776A)

【公開日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-034

【出願番号】特願2020-81766(P2020-81766)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月15日(2020.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発射手段と、

該発射手段によって発射された遊技球が流下する流下領域と、

該流下領域の所定の領域を通過した遊技球を検知する複数の所定検知手段と、

該複数の所定検知手段と電気的に接続され、遊技に対する遊技価値を付与するための処理を実行する遊技価値付与手段と、

該遊技価値付与手段と電気的に接続され、所定の処理を実行する処理実行手段と、

を備える遊技機であって、

前記遊技価値付与手段は、

前記遊技に対する遊技価値を付与するための処理に用いられる情報であって、前記所定検知手段の検知に対して参照される参照用情報を記憶する第1参照用情報記憶手段と、

当該遊技機への電力の所定の供給が開始された後であって遊技を進行させるための所定処理の実行を開始する前に、前記第1参照用情報記憶手段に記憶されている前記参照用情報に対応した参照用情報信号を前記処理実行手段に対して送信する第1送信手段と、

前記所定検知手段による検知に基づいて取得された情報である入球情報を基づく所定情報信号を前記処理実行手段に対して送信する第2送信手段と、

を備え、

前記処理実行手段は、

前記遊技価値付与手段から送信された前記参照用情報信号に対応した参照用情報を記憶する第2参照用情報記憶手段と、

前記第2送信手段から送信された前記所定情報信号と、前記第2参照用情報記憶手段に記憶された前記参照用情報とに基づいて前記所定の処理を実行する実行手段と、

該実行手段による前記所定の処理の処理結果に関する情報である処理結果情報を記憶する処理結果情報記憶手段と、

前記処理結果情報に基づいて所定の表示手段を制御する表示制御手段と、を備え、

前記遊技価値付与手段と、前記処理実行手段とは、異なる基板ボックスに収納され、

前記遊技価値付与手段は、前記第2参照用情報記憶手段に非アクセスとして構成されることを特徴とする遊技機。

**【請求項 2】**

前記遊技機は、パチンコ遊技機であることを特徴とする請求項 1 記載の遊技機。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 0 2

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 2】**

従来より、複数の入賞口が設けられた遊技領域へ、遊技媒体を発射手段により発射し、その遊技媒体がいずれかの入賞口に入賞すると、入賞した入賞口に対して予め定められた数の遊技媒体が遊技者に払い出される遊技機がある(例えば、特許文献 1)。

この種の遊技機において、対応する入賞口へ入賞した遊技媒体を検知する複数の所定検知手段と、その複数の所定検知手段と電気的に接続され、遊技に対する遊技価値を付与するための処理を実行する遊技価値付与手段と、遊技価値付与手段と電気的に接続され、所定の処理を実行する処理実行手段とを設けたものが知られている。遊技価値付与手段には、遊技に対する遊技価値を付与するための処理に用いられる情報であって、所定検出手段の検出に対して参照される参照用情報を予め記憶される。この参照用情報は、遊技機の機種ごとに異なるものである。

**【手続補正 3】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 0 4

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 4】**

一方、処理実行手段においても、この参照用情報に基づいて所定の処理を実行することが求められる一方、処理実行手段は製造容易化の観点から、機種で異なる参照用情報を製造時に予め記憶させないようにしたいという要望があった。

**【手続補正 4】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 0 5

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 5】**

本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、遊技価値付与手段において、遊技に対する遊技価値を付与するための処理に用いられる機種ごとに異なる情報であって、所定検出手段の検出に対して参照される参照用情報を、遊技価値付与手段と電気的に接続され、所定の処理を実行する処理実行手段に予め記憶させなくても使用可能にする遊技機を提供することを目的とする。

**【手続補正 5】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 0 6

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 6】**

この目的を達成するために請求項 1 記載の遊技機は、発射手段と、該発射手段によって発射された遊技球が流下する流下領域と、該流下領域の所定の領域を通過した遊技球を検知する複数の所定検知手段と、該複数の所定検知手段と電気的に接続され、遊技に対する遊技価値を付与するための処理を実行する遊技価値付与手段と、該遊技価値付与手段と電気的に接続され、所定の処理を実行する処理実行手段と、備えるものであって、前記遊技価値付与手段は、前記遊技に対する遊技価値を付与するための処理に用いられる情報であ

って、前記所定検知手段の検知に対して参照される参照用情報を記憶する第1参照用情報記憶手段と、当該遊技機への電力の所定の供給が開始された後であって遊技を進行させるための所定処理の実行を開始する前に、前記第1参照用情報記憶手段に記憶されている前記参照用情報に対応した参照用情報信号を前記処理実行手段に対して送信する第1送信手段と、前記所定検知手段による検知に基づいて取得された情報である入球情報に基づく所定情報信号を前記処理実行手段に対して送信する第2送信手段と、を備え、前記処理実行手段は、前記遊技価値付与手段から送信された前記参照用情報信号に対応した参照用情報を記憶する第2参照用情報記憶手段と、前記第2送信手段から送信された前記所定情報信号と、前記第2参照用情報記憶手段に記憶された前記参照用情報に基づいて前記所定の処理を実行する実行手段と、該実行手段による前記所定の処理の処理結果に関する情報である処理結果情報を記憶する処理結果情報記憶手段と、前記処理結果情報に基づいて所定の表示手段を制御する表示制御手段と、を備え、前記遊技価値付与手段と、前記処理実行手段とは、異なる基板ボックスに収納され、前記遊技価値付与手段は、前記第2参照用情報記憶手段に非アクセスとして構成される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項2記載の遊技機は、請求項1記載の遊技機において、前記遊技機は、パチンコ遊技機である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項1記載の遊技機によれば、発射手段と、該発射手段によって発射された遊技球が流下する流下領域と、該流下領域の所定の領域を通過した遊技球を検知する複数の所定検知手段と、該複数の所定検知手段と電気的に接続され、遊技に対する遊技価値を付与するための処理を実行する遊技価値付与手段と、該遊技価値付与手段と電気的に接続され、所定の処理を実行する処理実行手段と、備えるものであって、前記遊技価値付与手段は、前記遊技に対する遊技価値を付与するための処理に用いられる情報であって、前記所定検知手段の検知に対して参照される参照用情報を記憶する第1参照用情報記憶手段と、当該遊技機への電力の所定の供給が開始された後であって遊技を進行させるための所定処理の実行を開始する前に、前記第1参照用情報記憶手段に記憶されている前記参照用情報に対応した参照用情報信号を前記処理実行手段に対して送信する第1送信手段と、前記所定検知手段による検知に基づいて取得された情報である入球情報に基づく所定情報信号を前記処理実行手段に対して送信する第2送信手段と、を備え、前記処理実行手段は、前記遊技価値付与手段から送信された前記参照用情報信号に対応した参照用情報を記憶する第2参照用情報記憶手段と、前記第2送信手段から送信された前記所定情報信号と、前記第2参照用情報記憶手段に記憶された前記参照用情報に基づいて前記所定の処理を実行する実行手段と、該実行手段による前記所定の処理の処理結果に関する情報である処理結果情報を記憶する処理結果情報記憶手段と、前記処理結果情報に基づいて所定の表示手段を制御する表示制御手段と、を備え、前記遊技価値付与手段と、前記処理実行手段とは、異なる基板ボックスに収納され、前記遊技価値付与手段は、前記第2参照用情報記憶手段に非アクセスとして構成されるので、参照用情報を、処理実行手段に予め記憶させなくても使用可能にできるという効果がある。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0715

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0715】

なお、上記各実施形態に記載の「球」が特許請求の範囲の「遊技媒体」に対応し、上記各実施形態に記載の「役物比率」が特許請求の範囲の「払出手段により払い出された前記遊技媒体の数に対する、前記第1入賞口への入賞に基づいて払い出された前記遊技媒体の数の比率」に対応し、上記各実施形態に記載の「連続役物比率」が特許請求の範囲の「払出手段により払い出された前記遊技媒体の数に対する、前記第2入賞口への入賞に基づいて払い出された前記遊技媒体の数の比率」に対応する。

(その他)

従来より、複数の入賞口が設けられた遊技領域へ、遊技媒体を発射手段により発射し、その遊技媒体がいずれかの入賞口に入賞すると、入賞した入賞口に対して予め定められた数の遊技媒体が遊技者に払い出される遊技機がある。また、入賞口の一部には、役物が設けられ、その役物の作動によって遊技媒体の入賞に影響が及ぼされるものがある（例えば、特許文献1：特開2003-340046号公報）。

さて、不正行為者の中には、役物が設けられた入賞口の該役物を不正に作動させたり、その入賞口へ遊技媒体が入賞するように誘導したりして、役物が設けられた入賞口への入賞を増やそうとするものがいる。しかしながら、このような不正行為を発見する対応が不十分である。

本技術的思想は、上記事情に鑑みてなされたものであり、不正行為の発見を好適に行うことが可能な遊技機を提供することを目的とする。